

西米良村立西米良中学校部活動規定

I 部活動運営方針

1. 目的

- (1) 生徒の自主性を養い、自分の持っている能力を最大限に伸ばす。(個性の伸長)
- (2) 部活動を通して、心身を鍛え、情操(礼儀・責任・協力・マナー・望ましい人間関係等)を高めるとともに、責任感と忍耐力を養う。
- (3) 学年相互、および部員相互の友情と協調の精神を高める。
- (4) 技能の向上と余暇の善用をめざす。
- (5) 学校教育活動の一貫として活動し、基本的な生活習慣を身につける。
- (6) 菊池の心(礼節の心・励む心・粘る心・尽くす心)を重んじ、豊かな人格形成をめざす。

2. 運営方針

- (1) 教育活動としての部活動の意義を理解し、学校の教職員及び部活動指導員で指導にあたる。ただし、外部指導者については、学校で審議し学校承認のもとに地区中体連に申し出る。尚、ベンチ入りは中体連の講習を受けた者のみ登録できる。
- (2) 各部との連絡を密にし、望ましい部活動作りに努力する。
- (3) 部活動後援会、各部保護者会等を通して、理解・協力を得ながら部活動を推進する。
- (4) 常に、生徒一人一人の人格的成長を目指して、指導を進める。部活動に関する協議会(部顧問会)、キャブテン会等を定期的に実施し、共通理解を図ると共に、部活動間の連絡調整・問題解決にあたる。

3. 組織

- (1) 参加を希望した本校の生徒、及び教職員(指導者)、部活動指導員で構成する。
- (2) 校長が許可し、その管理下にある課外活動である。

4. 練習

(1) 練習日

部活動の練習は、部活動の練習計画に基づいて行う。ただし、顧問は生徒の健康・体力、家庭で過ごす時間等を考慮して、週あたり平日1日、休日1日の休養日を設ける。また、2ヶ月に8日間の休日休養日を設定する。(家庭の日を含む)その他、大会が1週間以内に控えている等の事情があるときは、職員会で共通理解し承認をえて、顧問の立ち会いのもとに1時間程度の練習を許可する。

(2) 終了時刻

期 間	部活動終了時刻	下校時刻(校門を出る)
4~9月	18:30	18:45
10・3月	18:00	18:15
11~1月	17:30	17:45
2月	17:45	18:00

※11月は県秋季大会・地区駅伝大会終了後、規定の時刻で行なう(参加チームのみ)

II 部活動規則

1. 入退部

- (1) 入部については、「入部願」を学級担任に提出し、各指導者に届け出る。※2年生も毎年更新する。
- (2) 退部については、担当指導者に相談する。学級担任と部顧問との協議の後、「退部願」を各部活動指導者に提出することによって認められる。
- (3) 3年間部活動を続けることを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、生徒の実態を教育的に配慮し、保護者、学級担任、指導者の協議の後、判断する。

2. 休日・休業日の活動

- (1) 指導者が届け出て、学校長の承認を得る。生徒だけでの活動はできない。
- (2) 登下校の服装は、制服、または学校で使用しているジャージ、もしくは部活動で使用している服装とする。
- (3) 登下校中は交通安全に気をつけ、飲食は絶対にしない。
- (4) 自転車通生以外の生徒でも休日の部活動に自転車を使用する者は、必ずヘルメットを着用すること。

3. 中止・停止等の場合

- (1) 部活動終了後は、速やかに帰宅する。部活動終了後、遅くまで遊んでいる者、途中で買い物をする者等については厳重に注意を与える。
- (2) 期末テスト・学年末テストの5日前から、部活動中止とし、一切の活動を停止しテスト勉強にあたる。
- (3) 学業指導・生徒指導等の理由により、放課後部活動に参加できない場合には、部顧問、キャプテンに必ず連絡を取ること。
- (4) 次のことについて違反があれば、一定期間部活動停止とし、必要であれば生徒指導部との協議、部顧問会、職員会での協議の後、措置を決定する。なお、場合によっては大会出場を認めない場合もある。
 - 買い食い・学校等にお菓子や不要物を持ってくる
 - 自転車乗り方の違反
 - 期末テスト等各種テストにおける不正行為
 - 問題行動（万引き・窃盗・喫煙・暴力等、生徒指導上問題）を起こした生徒については、部活動停止期間を設ける。また、期間については、部顧問会や職員会議で協議の上決定する。
- (5) その他、顧問が必要と認める場合。

4. 活動費

- (1) 活動の予算は、村補助金より各部へ配当されるが用具費、部費（必要とする部）は、個人負担とする。
- (2) 中学校体育連盟主催の大会への参加については、規定の旅費が支給される。
- (3) 公式行事以外（練習試合等）の交通費は、部費及び個人負担とする。

5. その他

- (1) 活動内での事故については、日本スポーツ振興センターの適用を受けることができる。車での移動時は対象外。
- (2) 部員は、自分の荷物をすべて所定の場所に置き、整理整頓を心がける。
- (3) 対外試合については、行き先、帰宅予定時刻など家庭に事前に連絡する。また、交通道徳や公衆道徳などを守る。
- (4) 入学式・卒業式・始業式・終業式など学校行事の際は、活動時間を別に設定する。
- (5) 練習試合は、顧問及び部活動指導員で計画する。
- (6) 学校職員以外のコーチについては、常に顧問との連絡を密に実施する。
- (7) 後援会は、部発展のために、側面的に援助してもらう。
- (8) 1年生の入部については、4月25日までは仮入部とするが、入部届提出後、練習に参加してもかまわない。ただし、5月5日まではソフトテニス部、剣道部ともに18時までを練習時間とし、中学校生活に慣れることを優先させ、各部活動の状況に応じて考慮する。

6. 3年生の部活動引退後の部活動参加に関する規定

- (1) 原則として、中体連主催大会の大会後は、3年生の部活動は終了とする。
- (2) 部活動の延長を申請できるのは、下記の要件を満たした生徒とする。

- | | | |
|---|---|--|
| 1 中学校と同じ部活動を高校進学後も継続する生徒のうち、
(ア) 県・地区選抜選手や競技団体の強化指定選手等に指定されている。
(イ) 高校から中学校と同じ部活動で、特待生及び強化選手として勧誘等を受けている。 | 2 卒業後も、協議を専門的に続けていく意思(全国大会出場の目標や競技力の向上など)がある。 | 3 大会・コンクールや審査・選抜のセレクションなどの目的があり、事前に練習を必要としている。 |
|---|---|--|

4 学習に取り組む姿勢や課題の提出状況が悪く、指導されても改善が見られない場合については、部活動を停止して学業に専念することを受け入れる。

(3) 部活延長申請の手続き

ア 指定の用紙（部活動延長届）に必要事項を記入し、部顧問→学担(学年)→部活動担当→教頭→学長の許可を得るものとする。

イ いずれかの先生において許可が出なかった場合は、協議を行い、条件付きで参加を認めるか、部活動の延長を取り下げるかを決定する。

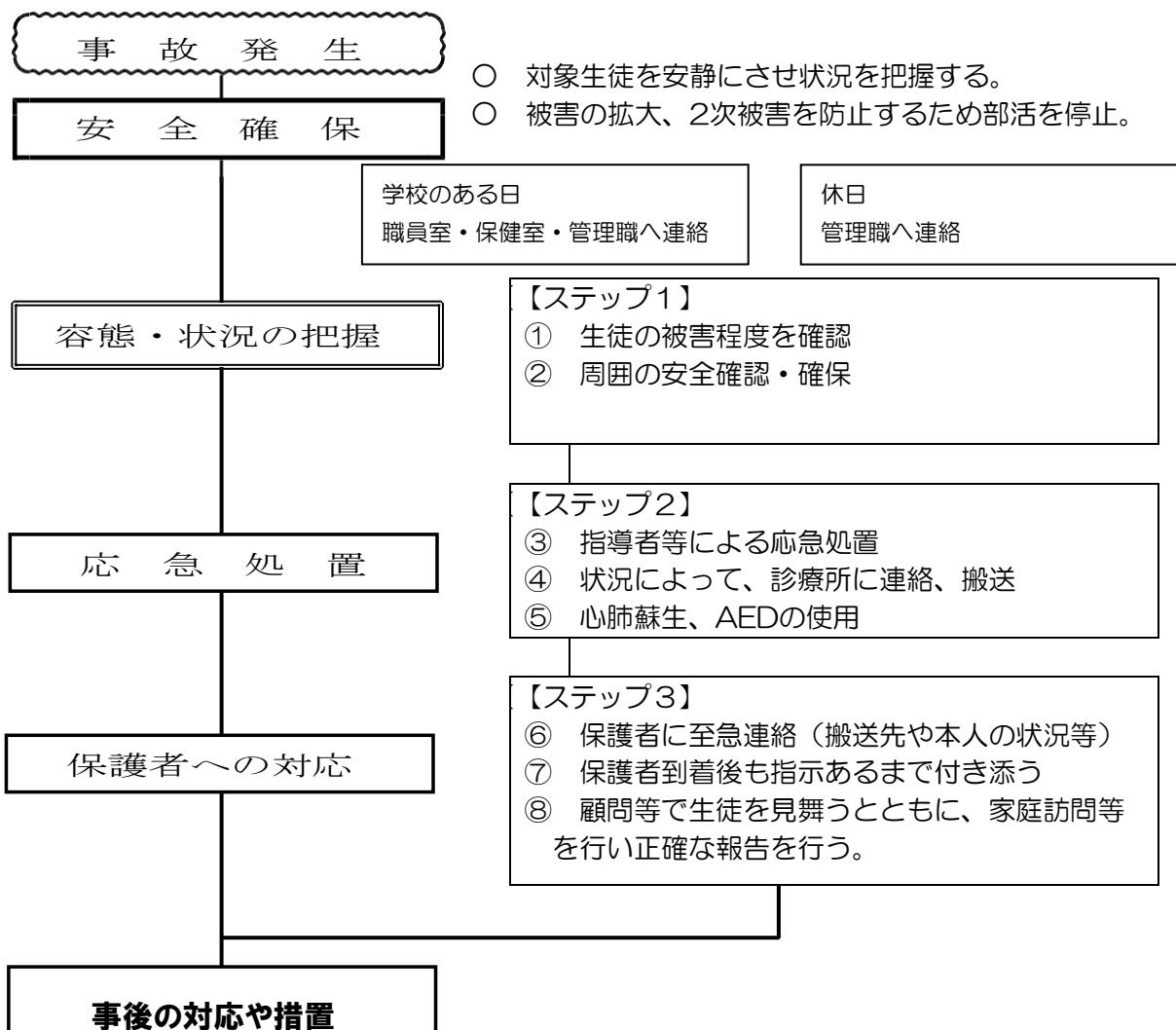
(4) 注意事項

ア 3年生が練習に参加することで、1・2年生の練習がおろそかになったり、悪影響を及ぼす状況が発生しないように、保護者会長をはじめ、保護者会から事前に了解を得るものとする。

イ 部活動に参加することで、歩合の人間関係トラブルや問題行動、学力不振等が、起きた場合は、保護者も含めて話し合いの場を設けるとする。

ウ 3年生は受験生であるため、授業や家庭学習には今まで以上に力を入れる必要がある。部活動を延長することによって、授業中の居眠りや課題の未提出、諸テスト等において、学習面が優先されていない事態や学校生活等に問題が発生した場合には、学担及び部活動顧問等が協議し、活動させるかどうか判断する。

III 事故発生時における具体的措置



- ① 管理職は、教育委員会に状況報告を行う。
- ② 指導者は、他の生徒の学習活動が再開できるように事後指導を行う。
- ③ 管理職及び担任・関係者は、病院へ見舞うとともに、継続した保護者への説明を行う。
- ④ 管理職は、事故に関する情報を整理し、「事故発生時の状況」、「発生直後の対応」、「事故の経過」について記録し、報告書を作成する。
- ⑤ 事故の再発防止に向けた具体的な取組策を組織として立てる。
- ⑥ 報道機関や関係機関への対応窓口は、管理職に一本化する。
- ⑦ 日本スポーツ振興センターへの報告書を作成する。

☆事故未然防止のポイント☆

- 1 部員の健康状態の把握
 - 部活動前の健康状況の把握
 - 熱中症対策（こまめな給水・休憩）
- 2 安全指導の徹底
 - 体調悪化や異変があった際の報告の徹底
 - 後援会、保護者会との連携
 - 外部指導者との連携
 - 無理のない練習計画の作成
- 3 施設設備の安全点検
 - 用具等を含めた安全点検の励行